

広島県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項
第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一
項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和六年七月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
児玉 浩	児玉浩後援会	5・12・30
西村 千賀子	西村克典後援会	5・8・15
山崎 正博	山崎正博後援会	5・4・30
竹橋 和彦	竹橋和彦後援会	5・12・31
加藤 万蔵	藤友政経会	5・12・31
檀上 正光	だんじょう正光後援会	5・12・29
金子 和彦	政和会	5・5・2
坪井 浩一	坪井浩一後援会	5・5・31
藤田 晃己	藤田晃己後援会	6・3・31